



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨 お申し出下さい。

《明細書内容対応について》

火曜日～金曜日（月曜・土曜・日曜・祝祭日は除く） 8：30～17：00

ご不明な点がございましたら受付窓口に、お申し出下さい。



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

一般処方名加算のお知らせ

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方
は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも
使用する事ができます。

当院も一般名処方の推進につとめています。

一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を
供給するための方策の一つと考えています。

また、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合
は後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養費は保険給付
ではないため消費税が別途かかります。